

北関東防衛局達第34号  
改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号  
平成23年 4月 1日北関東防衛局達第19号  
平成31年 4月24日北関東防衛局達第 4号

航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第13条の規定に基づき、北関東防衛局における監督及び検査のための航空機の使用及び搭乗に関する達を次のように定める。

平成19年9月6日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局における監督及び検査のための航空機の使用及び搭乗に関する達

（目的）

第1条 この達は、航空機の製造、改造、修理等に関する契約の履行に関し、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めるもののほか、北関東防衛局が行う監督及び検査のために当該航空機を使用し、又はこれに搭乗する場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

（自衛隊に属する航空機の使用）

第2条 北関東防衛局長及び宇都宮防衛事務所長（以下「局長等」という。）は、訓令第3条第4号の規定に基づき、自衛隊に属する航空機 を契約相手方に運航させる場合は、航空機運航搭乗申請書「別記様式第1号」2部を提出させ、その内容を審査のうえ承認し、1部を契約相手方に交付するとともに、1部を保管するものとする。

2 航空機の運航は、前項の承認を与えた後でなければ、これを運航させてはならない。

（使用航空機への契約相手方の搭乗）

第3条 契約相手方が、契約条件に基づき、訓令第6条第5号及び第7条第1項第10号に規定する使用航空機への搭乗を必要とする場合の申請及び承認の手続については、前条の規定を準用する。

（監督及び検査のための航空機の搭乗）

第4条 局長等は、訓令第6条第5号及び第7条第1項第10号の規定に基づき、監督及び検査職員を監督及び検査のため使用航空機に搭乗させる必要がある場合は、航空機搭乗命令簿「別記様式第2号」により、航空機への搭乗を命じて行わなければならない。

2 航空機の製造請負契約に関し、訓令第11条の規定に基づき、監督及び検査職員又は航空従事者並びに準航空業務に従事する者が、自衛隊に属さない航空機に搭乗する場合は、事前に航空機搭乗承認申請書「別記様式第3号」により局長等の承認を受けなければならない。

（使用航空機の運航に関する指示）

第5条 局長等は、使用航空機の運航に関し、必要と認めるときは、機長に航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第2条、第3条及び第4条に規定する指示を行うものとする。

（報告）

第6条 宇都宮事務所長は、各四半期経過後15日以内に契約相手方の搭乗実績をとりまとめ、訓令第12条に規定する様式により局長に報告するものとする。

附 則

この達は、平成19年9月6日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達第19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日北関東防衛局達第4号）

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

航空機(運航・搭乗)申請書

令和 年 月 日

北関東防衛局

局長 殿

宇都宮防衛事務所長

会社名

代表社名

下記のとおり航空機(運航・搭乗)を承認されたく申請する。

記

機種	
機番	
目的	
場所	
予定時間	
搭乗者 所属官職氏名	
その他必要事項	

関防搭第 号

関防宇搭第 号

上記の申請を承認する。

令和 年 月 日

北関東防衛局長等

注：搭乗者所属官職氏名欄には担当業務を明示すること。

別記様式第2号(第4条関係)

航空機搭乗命令簿

搭乗 命令印	機種及び 機番	搭乗年月日 及び時間	搭乗 目的	搭乗者所属 官職氏名	その他

別記様式第3(第4条関係)

航空機搭乗承認申請書

令和 年 月 日

北関東防衛局

局長 殿

宇都宮防衛事務所長

所属  
官職氏名

下記のとおり航空機搭乗を承認されたく申請する。

記

機種	
機番	
目的	
場所	
予定時間	
搭乗者 所属官職氏名	
その他必要事項	

関防搭第 号

関防宇搭第 号

上記の申請を承認する。

令和 年 月 日

北関東防衛局長等